国 都 計 第 120 号
令和８年１１月２日

各都道府県知事
各指定都市の長
各中核市の長
各施行時特例市の長　あて

国土交通省都市局長
（ 公 印 省 略 ）

開発許可制度運用指針の改正について

今般、「医療法施行令等の一部を改正する政令」（令和８年政令第 66 号）が令和８年４月１日に施行されたこと、また、「物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律」（令和８年法律第 21 号）が令和８年 11 月１日に施行されること等に伴い、開発許可制度運用指針（平成 26 年８月１日付け国都計第 67 号国土交通省都市局長通知）の一部を下記のとおり改正したので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して本指針を周知していただくようお願いする。

開発許可制度運用指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各開発許可権者におかれては、引き続き、今後の開発許可制度の運用に当たって、参考としていただきたい。

また、改正した指針については、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜活用していただきたい。

記

別紙のとおり改正する。

（別紙）

開発許可制度運用指針 新旧対照表

改正後	現行
Ⅰ．個別的事項	**Ⅰ．個別的事項**
Ⅰ－１～Ⅰ－５　（略）	**Ⅰ－１～Ⅰ－５　（略）**
Ⅰ－６　法第３４条関係（第１４号以外） **Ⅰ－６－１　（略）**	**Ⅰ－６　法第３４条関係（第１４号以外）** **Ⅰ－６－１　（略）**
Ⅰ－６－２　第１号関係 （１）　（略） （２）本号に該当する公共公益施設としては、いわゆる生活関連施設である公共公益施設が想定され、例えば、主として開発区域の周辺居住者が利用する保育所、学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）や、主として周辺の居住者が利用する診療所、助産所、オンライン診療受診施設、通所系施設である社会福祉施設等が考えられる。入所系施設である社会福祉施設については、主として当該開発区域の周辺の地域に居住する者、その家族及び親族が入所するための施設である建築物等が考えられる。 （３）～（５）　（略）	**Ⅰ－６－２　第１号関係** （１）　（略） （２）本号に該当する公共公益施設としては、いわゆる生活関連施設である公共公益施設が想定され、例えば、主として開発区域の周辺居住者が利用する保育所、学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。）や、主として周辺の居住者が利用する診療所、助産所、通所系施設である社会福祉施設等が考えられる。入所系施設である社会福祉施設については、主として当該開発区域の周辺の地域に居住する者、その家族及び親族が入所するための施設である建築物等が考えられる。 （３）～（５）　（略）
Ⅰ－６－３～Ⅰ－６－１２　（略）	**Ⅰ－６－３～Ⅰ－６－１２　（略）**
Ⅰ－７　法第３４条第１４号等関係 **Ⅰ－７－１　市街化調整区域における法第３４条第１４号等の運用** （中略） （１）～（12）　（略） （13）流通業務施設 具体的な運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。 ①　（略）	**Ⅰ－７　法第３４条第１４号等関係** **Ⅰ－７－１　市街化調整区域における法第３４条第１４号等の運用** （中略） （１）～（12）　（略） （13）流通業務施設 具体的な運用に当たっては、次に掲げる事項に留意することが望ましい。 ①　（略）

② 特定貨物自動車中継輸送施設 イ 物流効率化法第２９条の７第２項に規定する認定貨物自動車中継輸送実施計画に記載された同法第２９条の２第１号に規定する特定貨物自動車中継輸送施設に該当するものであること。 ロ 物流効率化法第２９条の６第７項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、特定貨物自動車中継輸送施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる旨の意見があった施設であること。 ③ （略） （14）～（20） （略）	（新設） ② （略） （14）～（20） （略）
Ⅰ－７－２～Ⅰ－７－４ （略）	**Ⅰ－７－２～Ⅰ－７－４ （略）**
Ⅰ－８～Ⅰ－１９（略）	**Ⅰ－８～Ⅰ－１９（略）**
Ⅱ．事務執行に関する留意事項 （略）	**Ⅱ．事務執行に関する留意事項 （略）**